

小型旅客船の緊急安全対策について

令和4年5月10日
国土交通省

北海道知床における遊覧船の事故を踏まえ、まずは、現行規制の確実な遵守を目的として、下記の緊急安全対策を実施する。

当面この対策を確実に進めつつ、5月11日に第1回を開催する知床遊覧船事故対策検討委員会の中間とりまとめに向けて、安全対策の総合的な検討を進める。

記

1. 運航基準の遵守指導

国土交通省は、事故発生を受けて4月25日より幅広く安全確保の観点から全国の旅客船事業者に対して実施している「緊急安全点検」において、特に運航基準の遵守に着目した下記指導を5月25日まで実施する。

具体的には、厳しい海象条件下を航行する小型旅客船を皮切りに、運航労務監理官が全国の小型旅客船事業者に対し、安全管理規程に定められた運航基準の遵守を指導する。

【主な指導事項】

- ・ 船長・運航管理者による気象・海象情報の確実な把握と適正な判断
- ・ 悪天候の場合の運航管理者による船長への運航中止の確実な指示と記録
- ・ 船舶の出港から帰港までの間の運航管理者又は運航管理補助者の常駐
- ・ 船長から事業所への定点連絡の確実な実施と記録

2. 携帯電話に係る検査の確実な履行

日本小型船舶検査機構(JCI)では、航路の一部が通信エリアでカバーされていない携帯電話を事業者の申告に基づき通信設備として認めていたところ、「常時通信可能」との船舶安全法の規則に立ち返って検査を確実に履行する。

具体的には、JCI が各事業者の携帯電話の通信エリアを確認してカバーされていない場合には、常時通信可能な通信設備へ速やかに変更するよう各事業者に要請し、万一、変更に応じない事業者がいる場合は、国土交通省から事業者に対し、直接変更を求め、5月25日までに変更を完了する。

(以上)